

## 区協議会会長会議要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則（平成18年浜松市規則第77号）第7条第1項の規定に基づき、区協議会会長会議（以下「会長会議」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。

## (組織)

第2条 会長会議は、すべての区協議会の会長（以下「委員」という。）をもって組織する。

## (座長)

第3条 会長会議に座長1人を置く。

- 2 座長は、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときにその職務を代理する者をあらかじめ選任するものとする。

## (所掌事務)

第4条 会長会議は、次の各号に掲げる事項について、連絡調整を行う。

- (1) 区協議会の運営に関する事項
- (2) 区協議会における市民協働の推進
- (3) 区協議会における地域振興
- (4) その他座長が必要と認める事項

## (会議)

第5条 会長会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席して行う説明又は助言、資料の提出その他の協力を求めることができる。
- 3 その他会長会議の運営は、区協議会の会議の運営の例による。

## (庶務)

第6条 会長会議の庶務は、市民部市民協働・地域政策課において処理する。

## (細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会長会議の運営に関し必要な事項は、座長が会長会議に諮って定める。

## 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。



### 区協議会会長会議 開催状況について

年度	開催月	会 場	議題（意見交換テーマ）	備 考
H23 年度	3 月	市役所	意見交換（協議会運営上の課題やあるべき姿について）	ここまで年 1 回開催
H24 年度	6 月	市役所	各区の区協議会の現状と課題について	H24 会長会議の意見を踏まえ年 3 回開催することとした。
	11 月	二俣公民館	区協議会の地域課題への取り組みについて	
	3 月	南区役所	①平成 24 年度の区協議会活動を振り返って ②協働センター・ふれあいセンターに期待すること	
H25 年度	7 月	西区役所	①区協議会のあり方について ②協働センターの活用について	会議終了後、西区役所屋上から区内見学開催
	12 月	東区役所	①区役所サービスのあり方について ②地域力向上事業について	会議終了後、お茶会開催
	3 月	天竜区役所	①区協議会の 2 年間の総括 ②区の課題について	会議終了後、会長同士による懇親会開催
H26 年度	7 月	市役所	①区協議会の現状について ②区協議会の課題について	
	12 月	浜北区役所	①区協議会の運営について ②区域を越えた市内交流活動について	会議終了後、浜北副都心にぎわいづくり協議会活動発表
	3 月	引佐健康文化センター	①平成 26 年度の区協議会活動を振り返って ②区役所サービスのあり方について	会議終了後、龍潭寺・井伊谷宮視察
H27 年度	7 月	舞阪協働センター	①今後の区協議会の取り組みについて ②協働センター・ふれあいセンターのあり方について	会議終了後、舞阪宿脇本陣・津波タワー見学
	12 月	五島協働センター	①各区協議会での特徴的な取り組みについて ②今後の区協議会のあり方について	太陽観望・昼間の星観察会
	3 月	市役所	①区協議会の活動を振り返って、今後期待したいこと	副市長挨拶
H28 年度	6 月	市役所	①今後の区協議会の取り組みについて	市長挨拶
	12 月	東区役所	①地域力向上事業について ②委員研修について	会議終了後の企画（東区検討）
	3 月	北区役所	①地区コミュニティ振興事業について ②地域力向上事業について ③平成 29 年度の全体研修会について	会議終了後の企画（井伊直虎関連）

年度	開催月	会 場	議題（意見交換テーマ）	備 考
H29 年度	10 月	浜北区役所	①平成 29 年度区協議会委員全体研修会について ②協働センターについて	委員全体研修会（7 月）を開催 1 回分と捉え、1 回目を 10 月、2 回目を 3 月に実施。会議終了後、移転後の浜北区役所庁舎見学
	3 月	二俣協働センター	「区協議会の活動を振り返って」 ①運営方法や諮問・協議事項の設定、委員構成等について ②今後に期待したいこと	会議終了後、秋野不矩美術館視察

## 新たな行政区、行政サービス提供体制（案）について

### 次 第

- 1 副市長挨拶
- 2 資料説明
- 3 副市長説明
- 4 質疑応答

#### <配布資料>

- ・意見聴取の実施結果
- ・地区自治会連合会等を対象とした意見を聴く会・実施結果
- ・「新たな行政区、行政サービス提供体制（案）について意見を聴く会」でいただいたご意見等に対する市の考え方
- ・ライフステージ別取扱手続き

## 意見聴取の実施結果

区再編案を含む新たな行政区、行政サービス提供体制（案）について、最終案の作成に向け、市民意識・意見の把握を図るため、下記のとおり意見聴取を実施した。

### 1 地区自治会連合会

【日 程】 5月8日（火）～6月29日（金）

【対 象】 下記自治会の代表者（50地区中50地区実施）

区名	No.	地区自治会	開催日	区名	No.	地区自治会	開催日	区名	No.	地区自治会	開催日	区名	No.	地区自治会	開催日
中区	1	中央	5/23	東区	1	蒲	6/1	西区	1	神久呂	6/18	南区	1	白脇	6/29
	2	アクト	5/22		2	笠井	5/16		2	入野	5/8		2	新津	6/1
	3	西	5/18		3	長上	6/5		3	伊佐見	5/19		3	五島	6/20
	4	県居	5/16		4	和田	5/8		4	和地	6/8		4	河輪	5/24
	5	城北	5/29		5	中ノ町	5/28		5	篠原	6/1		5	芳川	5/12
	6	駅南	5/25		6	積志	6/2		6	庄内	5/25		6	飯田	5/12
	7	江西	5/21				7		舞阪	5/8	7		可美	6/28	
	8	北	5/18				8		雄踏	6/26					
	9	江東	6/21												
	10	萩丘	5/28												
	11	曳馬	5/8												
	12	富塚	5/21												
	13	佐鳴台	5/24												

区名	No.	地区自治会	開催日	区名	No.	地区自治会	開催日	区名	No.	地区自治会	開催日
北区	1	三方原	6/6	浜北区	1	浜名	5/20	天竜区	1	天竜	5/25
	2	都田	6/10		2	北浜	5/29		2	春野	6/15
	3	新都田	6/10		3	中瀬	5/19		3	佐久間	6/19
	4	細江	6/20		4	赤佐	5/24		4	水窪	6/8
	5	引佐	6/11		5	麩玉	6/6		5	龍山	6/8
	6	三ヶ日	6/14								

### 2 区協議会

下記定例会の案件として実施

区名	開催日
中区	5/23
東区	5/25
西区	5/30
南区	5/23
北区	5/24
浜北区	5/24
天竜区	5/29

### 3 市民活動団体等

団体名	開催日	
浜松北地域まちづくり協議会、細江まちづくり協議会 引佐まちづくり協議会、三ヶ日まちづくり協議会	6/25	
NPO 法人春野のえがお	6/15	※
佐久間地域まちづくり協議会、NPO 法人がんばらまいか佐久間	7/9	
水窪地域まちづくり協議会	7/9	
龍山地域まちづくり協議会、NPO 法人ほっと龍山	6/8	※

※印は、地区自治会連合会を対象とした意見を聴く会と同時開催

地区自治会連合会等を対象とした意見を聴く会・実施結果

1 実施時期等

【日 程】 5月8日（火）～7月9日（月）

【開 催 数】 地区自治会連合会:50 地区 市民活動団体等:10 団体 区協議会:7

	区名	地区自治会名 ・団体名	開催日	開催場所	参加者数
1	中区	曳馬	5月 8日 (火)	曳馬協働センター	16
2	西区	入野	5月 8日 (火)	入野協働センター	13
3	西区	舞阪	5月 8日 (火)	舞阪協働センター	8
4	東区	和田	5月 8日 (火)	和田地区自治会連合会事務所	13
5	南区	芳川	5月12日 (土)	南陽協働センター	21
6	南区	飯田	5月12日 (土)	飯田市民サービスセンター	30
7	中区	県居	5月16日 (水)	呉竹荘	8
8	東区	笠井	5月16日 (水)	笠井協働センター	24
9	中区	北	5月18日 (金)	中沢町公民館	7
10	中区	西	5月18日 (金)	中消防署鴨江出張所	11
11	浜北区	中瀬	5月19日 (土)	浜北プラザホテル	34
12	西区	伊佐見	5月19日 (土)	伊佐見協働センター	16
13	浜北区	浜名	5月20日 (日)	浜名協働センター	40
14	中区	富塚	5月21日 (月)	富塚協働センター	6
15	中区	江西	5月21日 (月)	浅田自治会館	10
16	中区	アクト	5月22日 (火)	クリエート浜松	10
17	中区	中央	5月23日 (水)	北田町公会堂	16
18	南区	河輪	5月24日 (木)	河輪会館	14
19	中区	佐鳴台	5月24日 (木)	佐鳴台協働センター	18
20	浜北区	赤佐	5月24日 (木)	浜北地域活動・研修センター	30
21	天竜区	天竜	5月25日 (金)	天竜区役所	70
22	西区	庄内	5月25日 (金)	庄内協働センター	10
23	中区	駅南	5月25日 (金)	竜禅寺町公会堂	13
24	中区	萩丘	5月28日 (月)	馬生会館	11
25	東区	中ノ町	5月28日 (月)	中ノ町地区自治会館	31
26	中区	城北	5月29日 (火)	西部協働センター	15
27	浜北区	北浜	5月29日 (火)	浜北区役所	54



	区名	地区自治会名 ・団体名	開催日	開催場所	参加者数
28	東区	蒲	6月 1日 (金)	蒲協働センター	11
29	西区	篠原	6月 1日 (金)	篠原協働センター	6
30	南区	新津	6月 1日 (金)	新津協働センター	12
31	東区	積志	6月 2日 (土)	積志協働センター	40
32	東区	長上	6月 5日 (火)	長上協働センター	21
33	北区	三方原	6月 6日 (水)	三方原会館	21
34	浜北区	亀玉	6月 6日 (水)	亀玉協働センター	11
35	天竜区	水窪	6月 8日 (金)	水窪協働センター	13
36	西区	和地	6月 8日 (金)	和地協働センター	13
37	天竜区	龍山	6月 8日 (金)	龍山協働センター	22
		龍山地域まち づくり協議会			
		NPO 法人 ほっと龍山			
38	北区	新都田	6月10日 (日)	新都田コミュニティホール	6
39	北区	都田	6月10日 (日)	都田協働センター	14
40	北区	引佐	6月11日 (月)	引佐協働センター	34
41	北区	三ヶ日	6月14日 (木)	三ヶ日協働センター	30
42	天竜区	春野	6月15日 (金)	春野協働センター	63
		NPO 法人 春野のえがお			
43	西区	神久呂	6月18日 (月)	神ヶ谷会館	14
44	天竜区	佐久間	6月19日 (火)	歴史と民話の郷会館	34
45	北区	細江	6月20日 (水)	北区役所	21
46	南区	五島	6月20日 (水)	五島協働センター	10
47	中区	江東	6月21日 (木)	東部協働センター	13
48	北区	浜松北地域、 細江、引佐、 三ヶ日まちづ くり協議会	6月25日 (月)	北区役所	16
49	西区	雄踏	6月26日 (火)	雄踏文化センター	11
50	南区	可美	6月28日 (木)	可美協働センター	18
51	南区	白脇	6月29日 (金)	白脇協働センター	15
52	天竜区	水窪地域まち づくり協議会	7月 9日 (月)	水窪協働センター	19

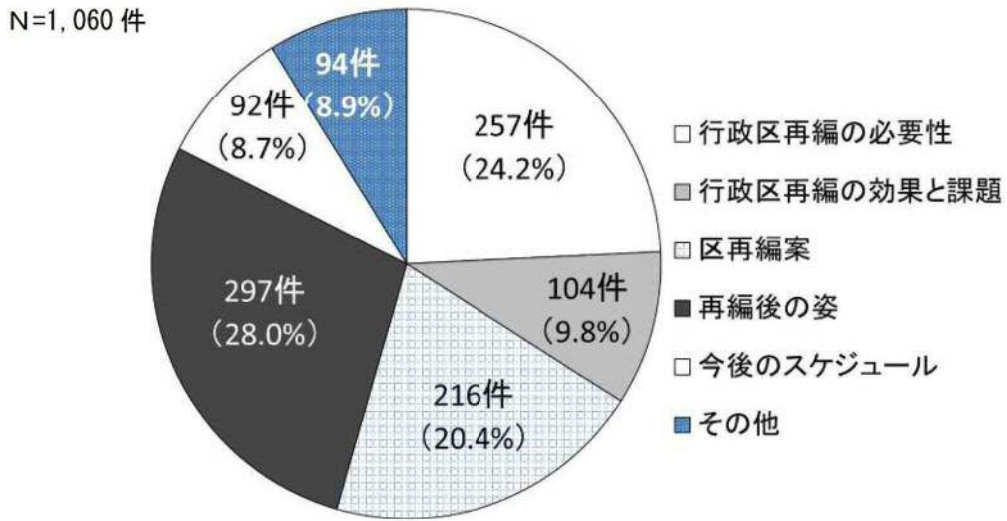


	区名	地区自治会名 ・団体名	開催日	開催場所	参加者数
53	天竜区	佐久間地域まちづくり協議会 NPO 法人がんばらまいか佐久間	7月 9日 (月)	山香ふれあいセンター	22
合計					1,059

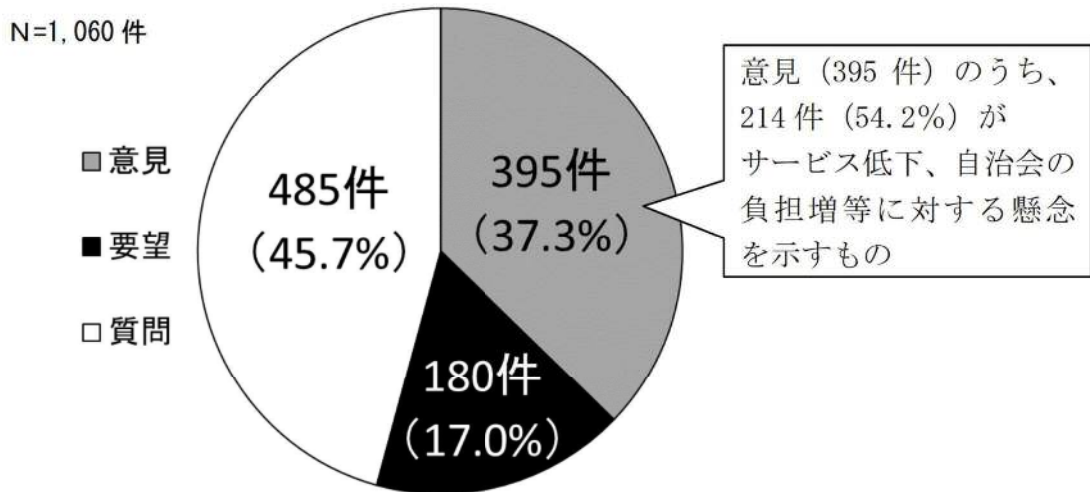
	区名	協議会名	開催日	開催場所	出席者数
1	中区	中区協議会	5月23日 (水)	浜松市役所	17
2	東区	東区協議会	5月25日 (金)	東区役所	18
3	西区	西区協議会	5月30日 (水)	西区役所	23
4	南区	南区協議会	5月23日 (水)	南区役所	17
5	北区	北区協議会	5月24日 (木)	三ヶ日協働センター	21
6	浜北区	浜北区協議会	5月24日 (木)	浜北区役所	18
7	天竜区	天竜区協議会	5月29日 (火)	天竜区役所	24
合計					138

## 2 ご意見等

【分類区分別 発言件数・割合】 ※分類区分は説明資料目次による



【発言区分別 発言件数・割合】



### (1) 行政区再編の必要性について

- ・ 社会環境の変化が想定できないスピードで進んだとのことだが、ある程度想定できたのではないか。合併から 10 年足らずで区役所が変わるのは大変なことである。(西区)
- ・ なぜ、今、区の再編が必要なのか。どうしても今でなくてはいけないのか。(東区)
- ・ 天竜区は 5 つの市町村が一緒になって構成した経緯があり、やっと一体感が出てきた。他の区においても同じだと思う。(天竜区)
- ・ 合併時はさまざまな意見があり、熱い議論が交わされた。残念ながら、今回の区の再編では議論に熱が感じられない。(浜北区)
- ・ 合併して 10 年経過してどのような結果があったのかを検証せずに今から区

- の再編をやりますでは理解しがたい。(東区)
- ・人口減少、高齢化等全国的な問題が、どう再編に結びつくのか。人口を増やすための具体的な市の施策はあるか。(西区)
  - ・区の再編は必要であると思うが、人口を増やす努力も必要であると感じる。子育てしやすいまちづくりを進めていただきたい。(南区)
  - ・納税者の立場としては、早く再編を進めてほしい。(中区)
  - ・この先必ず人口や財源、税収が減少することを踏まえれば、市に体力があるうちに区の再編をしたいという市の考え方には賛成である。(東区)
  - ・必要性は分かるが時期尚早である。今は、第4次産業革命やEVシフトなど社会構造が大きく変化している。このような社会情勢の中であえて区再編を行う意図は何か。(北区)
  - ・現状では合区は期待よりも不安が大きい。7区で抱えている問題がそれほど大きくないということであれば、現状の7区で課題を解決するように取り組んでいただきたい。(浜北区)
  - ・人口減少、超高齢化、社会保障費の増大、インフラの老朽化は市だけの問題でない。区の再編を行えば全て解決することなのか。(浜北区)
  - ・市は思いもよらぬ情勢の変化と説明しているが、今回の区再編も十分な見通しができているのか、安易ではないか。10年後にはまた同じことの繰り返しになるのではないか。(南区)
  - ・区をなくすことはできないのか。法律に縛られない方向で考えられないのか。(中区)
  - ・区の再編を含めた今回の議論を聞いていると、行財政改革の手段として年間削減効果額ありきの議論に走っているように感じる。行政サービス充実のために区を再編しても、様々な削減をすることで結果的に行政サービスは低下してしまうと思う。区を再編するならば、行政サービスを低下させない提案をしてほしい。言葉だけでなく、中身のある議論をしてほしい。(天竜区)

## (2) 行政区再編の効果と課題について

- ・行政区再編が行政サービスのワンストップ化の契機となり、良い方向に進んでほしい。(中区)
- ・区役所組織を本庁組織に変更し、保健師等を集約することは、区を統合しなくてもできるのではないか。合区の必要性が分からない。(浜北区)
- ・保健師については、市民としては集約でなく地域にもっと寄り添ってほしい。集約しても、課題で挙げられているような被害を住民が受ける。再編するならばもっと住民が希望を持てる政策を出すべきだ。(北区)
- ・なぜ合区したら行政サービスが向上するのか。もっと細かくする方が、サービスの向上になるのではないか。(中区)
- ・区が再編となり職員が減る中で、サービスが向上するとは、にわかには信じられない。住民が負う負担があって、可能となるのではないかと不安である。(東区)
- ・職員数が減ることで行政サービスが低下することが心配である。交通につい



ては、街中と違い車で移動しなければいけない。また、浜松駅に向かう公共交通ばかりで環状の移動が不便である。そうした点についてきめ細かく説明がないと理解できない。(北区)

- ・ サービスを低下させないということを理解してもらうために、もっと事例をあげて紹介していった方がよいと思う。(西区)
- ・ お金も大切だが、最終的に住民の生活が良くなると再編に賛同が得られない。住民の生活が具体的にどのように良くなるのか。区の再編で失われる点はどのようにフォローして、良くなる点はどのように良くなるのかということ整理してほしい。(浜北区)
- ・ 天竜区の場合、これ以上区役所が遠くなると今以上のスピードで人口減少、若い世代の流出が進むと思う。想定した以上に山奥で高齢化が進むのではないか。そういったことも踏まえながら進めていただきたい。(天竜区)

### (3) 区再編案について

- ・ 今回の市の提案は、合区することによって現状を整理したいということだと思う。旧浜松市ではうまく成り立っていたのだから、旧浜松市とそれ以外の2区の形で進めてほしい。いろいろ課題はあると思うが、削減額は比較にならないので、迅速に進めてほしい。(西区)
- ・ 学区と区が不一致であるため、うまく意見交換ができないという声がある。解消するために旧市町村に戻していただければ都合がいい。(北区)
- ・ 現行区の合区を基本とするとの説明であったが、区の再編とあわせて行政区と学区の不一致の解消を図るためには、現行区の枠組みに捉われないような検討も必要であると思われる。(北区)
- ・ 東区役所ができて便利になり、市ともしっかり話ができるようになった。それがまた政令市移行前の状態となるという話であり、前に戻るのは悲しい。(東区)
- ・ 現行の区割りとなった時、浜松北地域の住民からは疑問や不満の声もあったが、北区 De まつりへの取り組みや住民同士の交流を続けることで、ようやく北区のまとまりが出てきたように思われる。可能であれば、現行の区割りを維持してほしい。(北区)
- ・ 現状の7区を維持したうえで、行政組織を強化する案も示さなければ、再編の必要性の有無についての議論が出来ないと思われる。(北区)
- ・ みなさんの意見を聞く中で感じたことであるが、天竜区は単独の区としていただきたい。天竜区はインフラも高齢化も他の区と大きく異なる特殊事情や特色がある。そういったことを基に歴史的・文化的に住民がつながっているため、それを崩すような再編であってはならない。(天竜区)
- ・ 天竜区については1つのまとまり以外は考えられない。地域事情を考えれば他区との合区はありえない。他区に関しては、天竜区の住民が口をはさむべきではなく、その地域の住民の意向に沿った形で進めてもらえばいい。(天竜区)
- ・ 旧浜松市を一つにまとめて、それ以外の地域をひとつにまとめるということ

- では、合併した意味が薄れるのではないか。(浜北区)
- ・ 合併してから 13 年経過し、市の行政を一体化して進める必要がある。旧市町村単位で単独の区をつくるのは、一体化を進める上でマイナスになると考えるため、避けていただくよう強く要望する。(南区)
  - ・ 地域のエゴに左右された再編案で進まないように、将来を見据えて思い切って踏み込んだ再編案に決めてほしい。(中区)
  - ・ 区の再編により市全体のチームワークが乱れるのはよくない。再編しないで現状のままが良いのではないか。(中区)
  - ・ 区再編案において、年間削減効果額に 10 億円から 3 億円と差があるのはなぜか。大きな額を削減できるならそれにこしたことはない。(南区)
  - ・ 2 区案でも削減効果は最大 10 億円とあるが、市の財政全体では数%ではないか。もっと効果の大きいことができるのではないか。(北区)
  - ・ 本当に億単位のお金が浮くのか。区役所の移転費等のコストを負担してまで区再編する必要があるのか。メリットがあれば、市民は納得する。(西区)
  - ・ 区再編によって、職員は何人削減されるのか。(東区)
  - ・ お金の削減は必要でプラスになることはわかるが、「各案でこの項目はこうなる」など具体的に説明していただけないと分からない。(天竜区)

#### (4) 再編後の姿について

- ・ 区再編をした際には、行政サービスが落ちないように、区役所、行政センター、協働センターの機能分担を図っていただきたい。もっと IT を活用した行政サービスを展開してはどうか。(東区)
- ・ 南区役所は遠く、公共交通で行く場合は、浜松駅まで行き、乗り換えが必要。自治会でも専門的なことは本庁に話をした方が早く解決する場合もある。南区は合区した方がよく、協働センターを充実した方が近くて便利になる。(南区)
- ・ 南区はどの案でも区役所がなくなってしまうため、サービスの低下を懸念している。(南区)
- ・ 今なら小一時間あれば東区役所で用が足せるが、元城町に行くとなると半日、一日がかりとなりサービス水準としては低下する。それは避けたい。(東区)
- ・ 区が再編された場合、現在の区役所はどうなるのか。(南区)
- ・ 災害時には、防災拠点施設が絶対に必要。再編しても地域の防災拠点の重要性を考慮した施設管理をしてほしい。(東区)
- ・ 東日本大震災後からは特に、立地的に南区の災害対策は切実な問題である。再編された後も作った区役所を活用する方法を考えてほしい。(南区)
- ・ これ以上区の数が少なくなると、旧浜松市以外の職員は益々減って、緊急時の災害対応が心配である。(浜北区)
- ・ 区役所の駐車場は混雑しておらず利用しやすかったが、合区によって合併前の旧浜松市のように駐車場が混雑する状況に戻ってしまうのではないか。(南区)
- ・ 区役所へ行かなくても、必要なことが行政センターで事足りるとは限らない。



- もう少し慎重に市民の意見を聴き、合区が適切なのかを含めて検討を進めてほしい。そうしないといくら区の再編をしても、将来的に行政サービスは低下すると思う。(天竜区)
- 区の再編ありきで話が進んでいると感じる。今回の説明を聞いて、大きな括りになると、子供の健診や高齢者の介護の現場でサービスが雑になるのではないかととても心配している。(浜北区)
  - 再編後の姿について、窓口での相談を受けるテレビ会議システムの案もあったが、窓口で困っている人に対応できる職員が配置されていることが大変重要である。(西区)
  - 今回の説明が地域にとって具体的な内容ではないため、不安を残す結果になっていると感じる。全市的な内容の説明ではなく、地域に対しては行政センターの具体や分野ごとの比較シミュレーションをして、丁寧に説明した方が分かりやすいと思う。(北区)
  - 再編後の姿で区役所・行政センター庁舎のイメージとあるが、分かりにくいので、天竜区ではどのようなサービスが提供できるのか詳しく記載できないか。(天竜区)
  - コミュニティ担当職員による地域支援はぜひとも進めてほしい。協働センターの職員が政策面に積極的に関与できるシステムとすべき。(西区)
  - 協働センターの機能強化について、再任用職員から正規職員となっても1週間当たり7時間程度しか勤務時間が変わらないが、意味はあるか。(西区)
  - 合区しようが広い市域は変わらないのに、職員を減らしたら地域のことが見られず、行政サービス低下につながるのではないか。職員減が、自治会への仕事の押し付けにつながるのではないか。(南区)
  - 行政センターができて、自治会への負担が増すと自治会での対応は難しくなってくる。なるべく市がやるべきものは市がやって、市民を助けてほしい。(西区)
  - 地域でやることが増え、自治会が行政の下請けになるように見えるが、行政と自治会の関係はどのようにしていく考えか。(北区)
  - 削減することばかりを区再編の目的として、夢を描いているのではないか。一方的に区の再編をするのではなく、自治会活動にも目を向けながら進めて行く必要がある。(南区)
  - 再編後はこれまで東区でやってきた行事を開催できなくなるのか。(東区)
  - 政令市移行後定着してきた地域の特徴を活かした区単位の活動は、再編後どのようなになるのか。(西区)
  - 再編後の姿で「(仮称)地域委員会」とあるが、現状でも自治会役員の役割は非常に多い。市政に参加する機会を拡大していただけるのはありがたいが、自治会役員のなり手が少なく困っている中で、自治会の役割を増やすことは避けていただきたい。(中区)
  - 本当に地域委員会の意見が、市政に反映されるのか。(天竜区)

#### (5) 今後のスケジュールについて

- ・ 今回の各地区の意見は区の再編案に反映されていくのか。地域から意見を聴いたというパフォーマンスに終始しないか。(東区)
- ・ 意見を聞いた、これを単なるアリバイ作りにもしてもらっては困る。市民全員で取り組んでいけるように段取りを組んで進めてもらいたい。(中区)
- ・ 行政区の再編の必要性は私も含め市民にはほとんど理解ができていない。もっと市民に説明をして市民の意向を確認する必要があるし、説明して欲しい。(西区)
- ・ 他の地区ではどういった意見があるのかは報道を見ないと分からない。連合自治会と区協議会の意見を簡単にまとめて報告書をいただきたい。(北区)
- ・ 50地区の自治会連合会への意見聴取で出た意見は最終候補案にどのように盛り込まれるか、またどこで公表されるか。(浜北区)
- ・ 経費の削減は重要であるが、行政と住民がどのように協力していくかということを経験した方々の意見を聞いてコンセンサスをとっていただきたい。(天竜区)
- ・ 今後のスケジュールについて、最終案候補はいつ決めるのか。パブリックコメント等とあわせて、どのようにしていくのかが見えない。住民の関心は低いかもしれないが、今後の重要な話であるので、丁寧に説明すべきである。(中区)

#### (6) その他

- ・ 再編によって区が変わらない中区住民ではなく、東区や西区の地域住民が区再編についてどう感じているのかが大事。合区によって地域活動がスムーズに行うことができる組織にしてほしい。防災についても様々な地域から意見を聴いた方が参考になるのでは。(中区)
- ・ 中区は合区されても影響ないが、天竜区や浜北区、北区が心配である。人口が減っている天竜区をどうしていくのか。(中区)
- ・ 東日本大震災以降、沿岸部から浜北区などに人口が移ってきている。また、市街地中心に議員が選出され、天竜区にはお金が落ちてこないのではないかと心配している。行政にとって、人口が集中している地域の意見が強くなってきているのではないかと心配している。(浜北区)
- ・ 原田橋や龍山の国道斜面の崩落など、今後もどのような災害が起こるか分からない。区の再編も大事だが、災害対応についても考えてほしい。(天竜区)
- ・ 再編の必要性、政令市移行10年で得られた効果、新たな課題の分析、分析の結果の反映方法、住民サービスの質の変化、市の評価、現状の区割りの課題、将来の課題、再編のタイミング・スパン、区割りの労力とコスト回収、プロセスと民意の反映について知りたかった。(浜北区)



## ライフステージ別取扱手続き

はままつくらしのガイド2017年度版（全世帯配付）に記載の「ライフサイクルインデックス」を参考に、ライフステージに応じた主な行政手続きを整理

### 1 ライフステージ



### 2 ライフステージに応じて必要な手続きの取扱場所

凡例 ○：取り扱っている、×：取り扱っていない  
 —：非該当、△：条件によって取り扱いが異なる

ライフステージ	内容・書類等	取扱場所										備考
		現在					区再編後					
		区役所	第1種協働センター ※舞阪除く	第2種協働センター等 ※103種対応市民SC	左記以外	居住区以外でも取扱可	区役所庁舎	行政センター庁舎 (旧区役所)	行政センター (旧第1種協働センター)	市民SC併設協働センター等 ※103種対応市民SC	左記以外	
(1) 妊娠・誕生		5/5	4/5	4/5		5/5	5/5	5/5	4/5	4/5		
① 出生届		○	○	○		○	○	○	○	○		※外国籍の場合、または家族に外国籍がいる場合、区役所のみ取扱(入管法関連の確認や領事館等の電子情報との照合作業などが必要) ※外国籍の子供の誕生や結婚など留に關する要件は、名古屋入国管理局浜松出張所への届出が必要(以降、外国籍に関する特記事項同様)
② 児童手当	・児童手当・特例給付認定の請求、額改定の請求	○	○	○		○	○	○	○	○		
③ 乳幼児医療費助成	・乳幼児医療費受給者証の交付申請	○	○	○		○	○	○	○	○		
④ 出産育児一時金給付	・出産育児一時金の請求	○	○	○		○	○	○	○	○		※市で申請を行うのは国保加入者のみ。社保等加入者は各健康保険組合へ請求
⑤【妊娠時】母子健康手帳交付	・母子健康手帳の交付申請	○	×	×	中央保健福祉センター 東部保健福祉センター 引佐健康センター 三ヶ日健康センター 春野健康福祉センター 佐久間保健センター 水窪保健福祉センター 龍山保健センター	○	○	○	×	×	中央保健福祉センター 東部保健福祉センター 引佐健康センター 三ヶ日健康センター 春野健康福祉センター 佐久間保健センター 水窪保健福祉センター 龍山保健センター	※交付申請は妊娠判明時、医師の診断書類を窓口へ提出 ※手帳交付にあたっては国の指針により保健師の面接が必要であるため、保健福祉センター等で取り扱い
(2) 育児		3/3	0/3	0/3			3/3	3/3	0/3	0/3		
① 育児相談	・親子すこやか相談、発達相談など	○	×	×	中央保健福祉センター 東部保健福祉センター 引佐健康センター 三ヶ日健康センター 春野健康福祉センター 佐久間保健センター 水窪保健福祉センター 龍山保健センター	×	○	○	×	×	中央保健福祉センター 東部保健福祉センター 引佐健康センター 三ヶ日健康センター 春野健康福祉センター 佐久間保健センター 水窪保健福祉センター 龍山保健センター	※保健師による対応
② 歯の健康づくり		○	×	×		×	○	○	×	×		※歯科衛生士による対応 ※現在、中区は歯の健康センター、北区は引佐健康センターで対応
③ 保育施設入所	・保育所の入所申込	○	×	×		×	○	○	×	×		※入所決定の判断に公平性を担保するため、申込時の聞き取り調査、統一的な判断が必要
④ 幼稚園入園	・幼稚園の入園申込	—	—	—	入園希望の幼稚園	—	—	—	—	—	入園希望の幼稚園	
	・就園奨励費の助成	—	—	—	通園する幼稚園	—	—	—	—	—	通園する幼稚園	
⑤ 小・中学生医療費助成	・小・中学生医療費受給者証の交付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	※小学校入学前の子供の保護者に4月1日までに「受給者証」郵送のため手続き不要

ライフステージ	内容・書類等	取扱場所										備考
		現在					区再編後					
		区役所	第1種協働センター ※舞阪除く	第2種協働センター等 ※103種対応市民SC	左記以外	居住区以外でも取扱可	区役所庁舎	行政センター庁舎 (旧区役所)	行政センター (旧第1種協働センター)	市民SC併設協働センター等 ※103種対応市民SC	左記以外	
(3)教育		1/3	1/3	1/3		1/1	1/3	1/3	1/3	1/3		
①引越に伴う転校手続き	・在学証明書の交付 ・教科用図書給与証明書の交付 ・転入学通知書の交付申請	—	—	—	転校前の学校	—	—	—	—	—	転校前の学校	
②小・中学校の学区外就学	・学区外就学許可の交付申請 ・転入学通知書の交付申請	×	×	×	教育総務課	—	×	×	×	×	教育総務課	※交付後、転校後の学校へ提出
③放課後児童会		—	—	—	希望の放課後児童会	—	—	—	—	—	希望の放課後児童会	
④奨学金の貸与		×	×	×	教育総務課	—	×	×	×	×	教育総務課	
(4)成人		8/9	8/9	4/9		9/9	8/9	8/9	8/9	4/9		
①国民年金	・新規加入	○	○	○		○	○	○	○	○		※転出は転出先の市町村や年金事務所にて手続きを確認
②税金												※中区は本庁税務総務課又は元目分庁舎で対応
〔個人市民税〕	・申告	△	△	×		○	△	△	△	×		※不動産による所得や株式等の譲渡にかかる所得などがあった場合は区役所等では取扱不可であるが、元目分庁舎または郵送で対応 ※0円申告、人的控除(扶養)、非課税申告などの現年分の申告は区役所、第1種協働センター(西区除く)でも取扱可能
	・納税	○	○	×		○	○	○	○	×		※納税通知書により口座振替・金融機関・コンビニでも支払い可能
〔固定資産税・都市計画税〕	・納税	○	○	×		○	○	○	○	×		※納税通知書により口座振替・金融機関・コンビニでも支払い可能
〔軽自動車税〕	・納税	○	○	×		○	○	○	○	×		※納税通知書により口座振替・金融機関・コンビニでも支払い可能
	・原付・小型特殊自動車の登録・名義変更	○	○	×		○	○	○	○	×		
〔税務証明〕	・市・県民税所得証明書の発行 ・市・県民税課税証明書の発行	○	○	○		○	○	○	○	○		
	・土地・建物に関する評価証明書の発行 ・土地・建物に関する課税証明書の発行	○	○	○		○	○	○	○	○		
	・納税証明書の発行	○	○	○		○	○	○	○	○		
(5)結婚		3/3	3/3	3/3		3/3	3/3	3/3	3/3	3/3		
①婚姻届	・婚姻届の提出	○	○	○		○	○	○	○	○		※夜間・土日祝は各区守衛室にて預かり ※外国籍者の場合、または家族に外国籍者がいる場合、区役所のみ取扱(入管法関連の確認や領事館等の電子情報との照合作業などが必要)
②転入・転居・転出届	・住民票の異動の手続き (転入届・転居届・転出届の提出)	○	○	○		○	○	○	○	○		※外国籍者の場合、または家族に外国籍者がいる場合、区役所のみ取扱(入管法関連の確認や領事館等の電子情報との照合作業などが必要)
③国民年金	〔加入者〕 ・被保険者資格異動届(種別変更)の提出	○	○	○		○	○	○	○	○		

ライフステージ	内容・書類等	取扱場所									備考		
		現在					区再編後						
		区役所	第1種協働センター※舞阪除く	第2種協働センター等※103種対応市民SC	左記以外	居住区以外でも取扱可	区役所庁舎	行政センター庁舎(旧区役所)	行政センター(旧第1種協働センター)	市民SC併設協働センター等※103種対応市民SC		左記以外	
(6)引越		14/14	12/14	11/14		14/14	14/14	14/14	12/14	11/14			
再掲	①転入・転居・転出届	・住民票の異動の手続き(転入届・転居届・転出届の提出)	○	○	○		○	○	○	○		※外国籍者の場合、または家族に外国籍者がいる場合、区役所のみ取扱(入管法関連の確認や領事館等の電子情報との照合作業などが必要)	
	②国民健康保険 [加入者]	・転出証明書の持参提出(転入時)、被保険者証の持参提出(転居・転出時)	○	○	○		○	○	○	○	○	※転入の場合、国保証は郵送対応	
		※上記手続きにあたり生活保護の廃止手続きが必要な場合外国人の場合	○	×	×		○	○	○	×	×	※現在、生活保護の廃止手続き、外国人の住基異動手続きは区役所のみでの取り扱い	
		※上記手続きにあたり生活保護の開始手続きが完了している場合	○	○	×		○	○	○	○	×	※高度な判断や他制度との総合調整が必要であるため、区役所及び行政センターのみでの取り扱い	
	③国民年金 [加入者]	・新規加入・被保険者資格異動届(種別変更)の提出	○	○	○		○	○	○	○	○	※転出は転出先の市町村や年金事務所に手続きを確認	
		※上記手続きにあたり住基異動が必要な外国人の場合	○	×	×		○	○	○	×	×	※外国人の住基異動手続きは区役所のみでの取り扱い	
		※上記手続きにあたり住基異動が完了している外国人の場合	○	○	○		○	○	○	○	○		
	[受給者]	・住所変更届の提出	—	—	—	年金事務所	—	—	—	—	—	年金事務所	※日本年金機構において、マイナンバーが収録されている方は手続き不要(住民票の異動手続きと自動連携)
	④印鑑登録	・印鑑登録の申請(転入時)、返納(転出時)	○	○	○		○	○	○	○	○	※住所変更手続きは不要(住民票の異動手続きと自動連携) ※外国籍者が住基データと異なる氏名表記の印鑑を登録する場合、住基の通称登録が必要であるため、区役所のみでの取り扱い	
	⑤介護保険	・被保険者証の返納(転出時)	○	○	○		○	○	○	○	○	※住所変更手続きは不要(住民票の異動手続きと自動連携) ※転入者は郵送受取	
・要介護認定受給資格者証の持参提出(転入時)、交付の申請(転出時)		○	○	○		○	○	○	○	○			
⑥後期高齢者医療保険	・負担区分等証明書交付・被保険者証の交付申請(転入時)、被保険者証返納・負担区分等証明書の交付申請(転出時)	○	○	○		○	○	○	○	○	※住所変更手続きは不要(住民票の異動手続きと自動連携)		
⑦児童手当	・認定の請求(転入時)、受給事由消滅届の提出(転出時)	○	○	○		○	○	○	○	○	※転入・転出届と一緒に手続き可 ※住所変更手続きは不要(住民票の異動手続きと自動連携)		
⑧乳幼児医療費助成	・乳幼児医療費受給者証の交付申請(転入時)、返納(転出時)	○	○	○		○	○	○	○	○	※転入・転出届と一緒に手続き可 ※住所変更手続きは不要(市民が手書き修正)		
⑨小・中学生医療費助成	・小・中学生医療費受給者証の交付申請(転入時)、返納(転出時)	○	○	○		○	○	○	○	○	※転入・転出届と一緒に手続き可 ※住所変更手続きは不要(市民が手書き修正)		
⑩教育	(3)のとおり												



ライフステージ	内容・書類等	取扱場所										備考
		現在					区再編後					
		区役所	第1種協働センター※舞阪除く	第2種協働センター等※103種対応市民SC	左記以外	居住区以外でも取扱可	区役所庁舎	行政センター庁舎(旧区役所)	行政センター(旧第1種協働センター)	市民SC併設協働センター等※103種対応市民SC	左記以外	
(7)健康・医療		4/4	4/4	4/4		4/4	4/4	4/4	4/4	4/4		
再掲	①特定健康診査(国保)	—	—	—	受託医療機関	—	—	—	—	—	受託医療機関	※該当する場合
再掲	②乳幼児医療費助成	○	○	○		○	○	○	○	○		※転入・転出届と一緒に手続き可
再掲	③小・中学生医療費助成	○	○	○		○	○	○	○	○		※転入・転出届と一緒に手続き可
	④国民健康保険	○	○	○		○	○	○	○	○		※該当する場合
	⑤後期高齢者医療保険	○	○	○		○	○	○	○	○		
(8)老後		5/5	4/5	3/5		4/5	5/5	5/5	4/5	3/5		
再掲	①後期高齢者医療保険	○	○	○		○	○	○	○	○		
	・医療療養費の支給申請(治療用装具(コルセットなど)のみ)	○	○	○		○	○	○	○	○		
	・医療療養費の支給申請(治療用装具以外(治療費))	○	○	×		○	○	○	○	×		※申請に必要な書類が多岐に渡ることから聞き取り調査や他機関との調整等が必要で、職員体制が整っている組織に取扱場所を限定している。
	・高額医療費の支給申請	○	○	○		○	○	○	○	○		
	・高齢者住宅改造費の補助金申請	○	×	×		×	○	×	×	×		※申請受付から住宅の現場確認までを同じ職員が一貫して実施するため、職員体制が整っている組織に取扱場所を限定している。
	②介護保険	○	○	○		○	○	○	○	○		※窓口申請後に調査員が訪問調査 ※介護保険被保険者証(65歳以上)、医療保険の被保険者証(40～64歳)が必要
(9)死亡		19/19	19/19	14/19		18/19	19/19	19/19	19/19	14/19		
	①死亡届	○	○	○		△	○	○	○	○		※死亡届は戸籍法により届出人と届出地が決まっている。 [死亡届の届出地] ①～③の区役所または協働センター(※区再編後は行政センターも含む) ①死亡した場所の区 ②死亡者の本籍地の市区町村 ③届出人の住所地の市区町村 *①～③の届出地以外での受付はできない。 ※外国籍者の場合、または家族に外国籍者がいる場合、区役所のみ取扱(入管法関連の確認や領事館等の電子情報との照合作業などが必要)
	②火葬手続き	—	—	—	斎場	—	—	—	—	—	斎場	
	③葬祭費給付(国保)	○	○	○		○	○	○	○	○		
	④葬祭費給付(後期高齢者)	○	○	○		○	○	○	○	○		
	⑤世帯主変更届	○	○	○		○	○	○	○	○		※死亡者の世帯に残りの世帯員が2名以上いる場合に届出が必要(残りの世帯員が1名の場合は、職権で世帯主変更届を行うため手続き不要)
	⑥国民健康保険	○	○	○		○	○	○	○	○		※該当する場合
	・被保険者証の返納	○	○	○		○	○	○	○	○		※該当する場合
	・高齢受給者証の返納	○	○	○		○	○	○	○	○		※該当する場合
再掲	⑦介護保険	○	○	○		○	○	○	○	○		※該当する場合
再掲	⑧後期高齢者医療保険	○	○	○		○	○	○	○	○		※該当する場合

ライフステージ	内容・書類等	取扱場所									備考
		現在				区再編後					
		区役所	第1種協働センター※舞阪除く	第2種協働センター等※103種対応市民SC	左記以外	居住区以外でも取扱可	区役所庁舎	行政センター庁舎(旧区役所)	行政センター(旧第1種協働センター)	市民SC併設協働センター等※103種対応市民SC	
⑨年金 [受給者] ▶【届出先】	年金種類により以下のとおり異なる										
	《障害基礎年金》 《寡婦年金》 《遺族基礎年金》 《特別障害給付金》 《老齢福祉年金》	○	○ 天竜区のみ	×		○	○	○	○ 天竜区のみ	×	※内容によっては年金事務所への照会が必要。個人情報を取り扱うため、区役所と天竜区の第1種協働センターに限定している(天竜区は地域性への配慮)
	《各種共済年金》	—	—	—	各種共済組合	—	—	—	—	—	各種共済組合
	《上記以外の年金》 ※老齢基礎年金、老齢厚生年金、遺族厚生年金、障害厚生年金など	—	—	—	年金事務所(中区高町、東区天龍川町)、街角の年金相談センター浜松オフィス(東区西塚町)	—	—	—	—	—	年金事務所(中区高町、東区天龍川町)、街角の年金相談センター浜松オフィス(東区西塚町)
	▶【提出物】 年金受給権者死亡届の提出 ※必要な添付提出書類は以下のとおり										
	・死亡者の年金証書	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	・死亡者の除票住民票	○	○	○	—	○	○	○	○	○	—
	・死亡者の戸籍事項の全部証明書 または 死亡者の除籍事項の全部証明書	○	○	○	—	○	○	○	○	○	※通常は死亡者の戸籍事項の全部事項証明書を提出するが、死亡者が戸籍上唯一の者の場合は除籍事項の全部証明書が必要となる ※本籍地が浜松市でない戸籍は、該当市町村での手続きが必要 ※除籍に関する戸籍事務は、相続等の複雑な案件と密接な関係があり、組織的な対応が必要のため、協働センター等では取り扱いなし ※郵送対応可能
	・請求者の戸籍事項の個人証明書	○	○	○	—	○	○	○	○	○	—
	・請求者の世帯全員の住民票(または改製原住民票)	○	○	○	—	○	○	○	○	○	※死亡者が世帯主の場合、改製原住民票が必要
	・請求者の印鑑、預貯金通帳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	※請求者保有
	▶【問合先】 年金種類により以下のとおり異なる 遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金、遺族厚生年金、遺族共済年金を受け取ることができる場合は問合わせ必要										
	《国民年金のみ》	○	○ 天竜区のみ	×		○	○	○	○ 天竜区のみ	×	※内容によっては年金事務所への照会が必要。個人情報を取り扱うため、区役所と天竜区の第1種協働センターに限定している(天竜区は地域性への配慮)
	《国民年金+他公的年金(厚生年金や共済年金)》	—	—	—	年金事務所	—	—	—	—	—	年金事務所
	《厚生年金や共済年金のみ》	—	—	—	年金事務所または各種共済組合	—	—	—	—	—	年金事務所または各種共済組合

ライフステージ	内容・書類等	取扱場所									備考
		現在				区再編後					
		区役所	第1種協働センター ※舞阪除く	第2種協働センター等 ※103種対応市民SC	左記以外	居住区以外でも取扱可	区役所庁舎	行政センター庁舎 (旧区役所)	行政センター (旧第1種協働センター)	市民SC併設協働センター等 ※103種対応市民SC	
⑩相続 [口座] 【提出物】	死亡者(被相続人)の出生から死亡まで一連の戸籍 ※相続人確定のための書類										提出先は取引銀行
	・死亡時の戸籍 ※死亡の記載のあるもの										※死亡時の戸籍について、死亡者が戸籍上唯一の者の場合は除籍事項の全部証明書が必要となる ※本籍地が浜松市でない戸籍は、該当市町村への請求が必要 ※除籍に関する戸籍事務は、相続等の複雑な案件と密接な関係があり、組織的な対応が必要なため、協働センター等では取り扱いなし ※郵送対応可能
	死亡者の戸籍事項の全部証明書 または 死亡者の除籍事項の全部証明書	○	○	○		○	○	○	○	○	
	死亡者の除籍事項の全部証明書	○	○	×		○	○	○	○	×	
死亡時より前の戸籍 ※出生まで遡るもの											
[土地] 【提出物】	死亡者の除籍事項の全部証明書	○	○	×		○	○	○	○	×	
	上記[口座]と同様										提出先は法務局
⑪その他	市民カード返納、マイナンバーカード返納、住基カード返納	○	○	○		○	○	○	○	○	※郵送対応可能



ライフステージ	内容・書類等	取扱場所										備考
		現在					区再編後					
		区役所	第1種協働センター ※舞阪除く	第2種協働センター等 ※103種対応市民SC	左記以外	居住区以外でも取扱可	区役所庁舎	行政センター庁舎 (旧区役所)	行政センター (旧第1種協働センター)	市民SC併設協働センター等 ※103種対応市民SC	左記以外	
(10)共通の各種申請手続き		6/6	2/6	2/6		4/6	6/6	6/6	2/6	2/6		
再掲 ①印鑑登録	・印鑑登録の申請または廃止の手続き	○	○	○		○	○	○	○	○		※本人が来庁し、本人確認(顔写真付き公的証明書にて)ができる場合に限り即日登録。それ以外(代理人申請を含む)は文書照会し、後日再度来庁し登録完了となる。 ※外国籍者が住基データと異なる氏名表記の印鑑を登録する場合、区役所のみ取扱(住基の通称登録が必要)
②-1個人番号カード(マイナンバーカード)取得申請	・通知カードの記載内容に変更がない場合、申請用紙(通知カードに付属)の郵送またはネットによる申請	—	—	—		—	—	—	—	—		※国(総務省・地方公共団体情報システム機構)へ申請用紙を提出
	・通知カードの記載内容に変更がある場合で、ID入りを申請する場合は、居住区の窓口で申請書の発行手続きが必要	○	×	×		×	○	○	×	×		※統合端末(住基ネット端末)は区役所のみ設置のため(セキュリティへの注意に関する国の方針等による)、区役所以外では申請書の発行はできない ※区役所から行政センターになる場合は既存の統合端末を存置
②-2個人番号カード(マイナンバーカード)の受け取り	・できあがったマイナンバーカードの受け取り	○	×	×		×	○	○	×	×		※受取は住所区のみ(カードが国から住所地の区に送付されるため) ※原則は本人来庁による受取 ※代理人を受け取る場合は、本人が来られない理由のわかる疎明資料が多数必要。 ※区役所から行政センターになる場合は既存の統合端末を存置
③通知カードの記載内容変更	・住所や氏名等の変更に伴う、通知カードの変更記載面への変更内容の記載	○	○	○		○	○	○	○	○		
④マイナンバーカードの記載内容変更	・住所や氏名等の変更に伴う、マイナンバーカードの変更記載面への変更内容の記載	○	×	×		○	○	○	×	×		※統合端末(住基ネット端末)で対応 ※区役所から行政センターになる場合は既存の統合端末を存置
⑤マイナンバー入りの住民票の取得		○	×	×		○	○	○	×	×		※即日交付を希望する場合は、本人の来庁と写真付きの公的証明書による本人確認が必要。それ以外(委任状による代理人申請を含む)は郵送対応。 ※区役所から行政センターになる場合は既存の統合端末を存置

まとめ

現在	延べ件数
市関連の手続き項目71件中	
○区役所で受けられるサービス	68件
○第1種協働センターで受けられるサービス	57件
○第2種協働センターで受けられるサービス	46件

※1



区再編後	延べ件数
市関連の手続き項目71件中	
○区役所で受けられるサービス	68件
○行政センター(旧区役所)で受けられるサービス	68件
○行政センター(旧第1種協働センター)で受けられるサービス	57件
○協働センターで受けられるサービス	46件

※1

※1:天竜区のみ取扱(2件)を含む